運搬費及び準備費の設計変更について

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じ、証明書類により妥当性を確認できた工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

対象となる工事は、次の工事とする。

- (1) 大分県農林水産部が所管する農業農村整備事業関連工事であること。
- (2) 令和3年8月15日以降に起案する工事であること。
- (3) 「土地改良事業等請負工事積算基準」第3別表1の工種区分の欄に掲げる工種を 適用し、実績変更対象経費の割合が定められた工種の工事であること。

3 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示する。

第○条 運搬費及び準備費の設計変更について

1)本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す 経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって 積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績 を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

- 2)発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- 3) 受注者は、2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対 象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5)受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、 設計変更の対象としない。
- 6)発注者は、内訳書を精査したうえで、「実績額」と「率計上額」の差額を、 共通仮設費積上分に計上する。
- 7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

※大分県ホームページ内

(https://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/unpanjunbi.html) に掲載している。

4 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について(平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知)」(以下「算定基準」という。)における下記の経費(以下「実績変更対象経費」という。)とする。

- 1) 算定基準別表 1 「運搬費の共通仮設費率の対象項目の 1(1)、(3)、(4)、(5)」の『建設機械の運搬費』
- 2) 算定基準別表 1 「運搬費の共通仮設費率の対象項目の 3 (1) 及び(2)」のうち『伐 開・除根・除草費』

5 主な契約変更手続

- (1)発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を受注者に掲示する。
- (2) 受注者は、(1) により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の 費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協 議ができるものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書(以下「様式1」という。)を作成するとともに、様式1に記載した計上額が証明できる資料(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (4) 発注者は、内訳書を精査したうえで、「実績額」と「率計上額」の差額と、共 通仮設費積上分に計上する。
- (5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、 指名停止等の措置を行う場合がある。
- (6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

附則(令和3年7月19日)

令和3年8月15日以降起案する工事に適用する。